

富山県橋梁定期点検（橋長5m程度の橋梁を対象としたレベル2点検）業務積算基準 （初回点検）

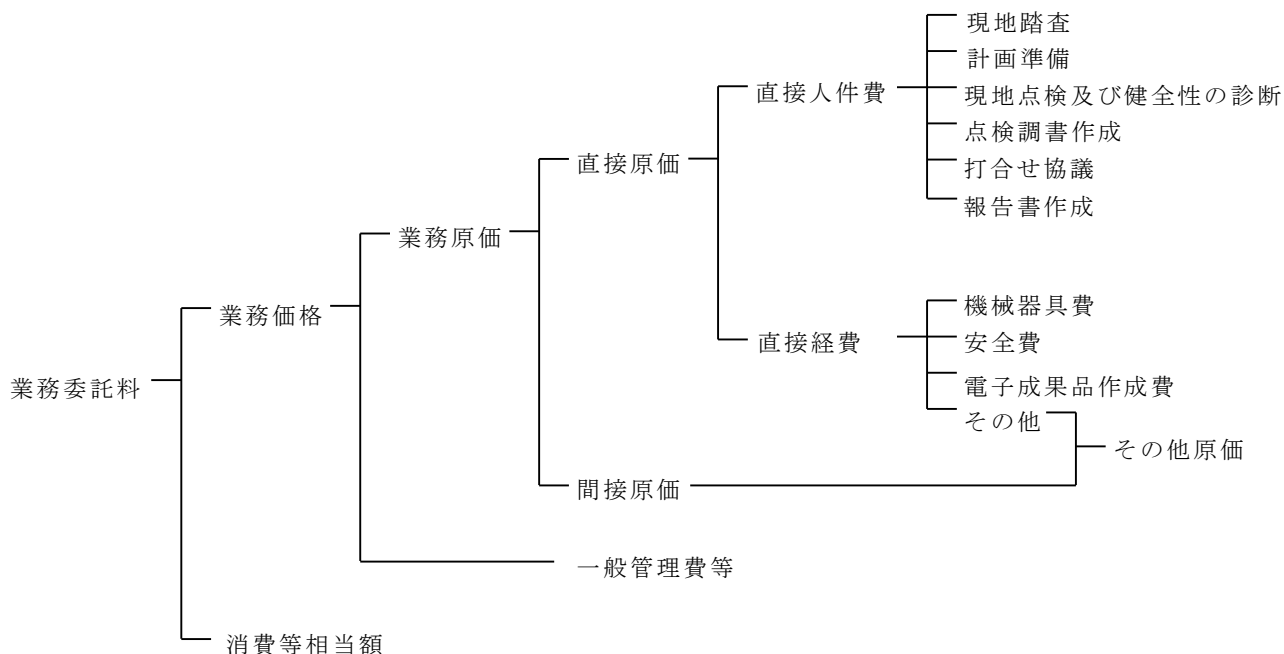
1 適用範囲

この積算基準は、「富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）」に基づき実施する**橋長5m程度の橋梁（小規模な床版橋等）を対象とした初回の橋梁定期点検（レベル2点検）に適用**する。橋梁定期点検時に、仮設足場、高所作業車及び橋梁点検車が必要となる橋梁は適用外とする。

なお、本積算基準に記載のない事項については、富山県土木部の「設計業務等共通仕様書」による。

2 業務委託料の構成

積算体系は、「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」に準じる。



3 直接人件費

3-1 現地踏査

(1) 業務内容

業務に先立って点検対象橋梁（周辺環境を含む）の現地踏査を行い、設計図書との整合性、橋梁の立地環境、交通規制の要否、近接手段等について、現地の状況を調査・把握する。

(2) 標準歩掛

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地踏査	0.50				0.50	10橋当たり

注) 橋梁間の移動時間を含む。

3-2 計画準備

(1) 業務内容

- ① 業務を実施するにあたり、必要となる既存資料の収集を行う。
- ② 次の事項を記載した業務実施計画書を作成する。
 - a 業務概要 b 実施方針 c 業務工程
 - d 業務組織計画 e 打合せ計画 f 成果品の内容、部数
 - g 使用する主な図書及び基準 h 連絡体制（緊急時含む）
 - i 屋外で行う業務において使用する主な機器 j その他

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
計画準備		0.20		0.20		10橋当たり

3-3 現地点検及び健全性の診断

(1) 業務内容

- 1編成は、橋梁点検員1名、点検補助員1名を標準とする。
- ① 地上から全部材の近接目視点検を行う。また、必要に応じて、触診や打音検査を行う。
 - ② 現地での健全性の診断では、損傷位置、損傷種類、判定区分、写真番号等を富山県橋梁点検マニュアル（令和2年4月改訂）（付録-2 レベル2点検の手引き「5. その他（橋長5m程度の橋梁の取り扱い）」）に基づき記録する。

(2) 標準歩掛（交通整理員等が必要な場合は、別途積上げる。）

単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
現地点検及び健全性の診断	2.50				2.00	10橋当たり

3-4 点検調書作成

(1) 業務内容

現地点検及び健全性の診断の結果を整理し、次の事項等を富山県橋梁維持管理システムに入力する。

- ① 部材単位の健全性の診断結果（判定区分Ⅰ～Ⅳ）
- ② 部材単位の変状の種類
- ③ 橋梁毎の健全性の診断結果（判定区分Ⅰ～Ⅳ）
- ④ 損傷写真及び損傷図（ポンチ絵程度）

(2) 標準歩掛 単位[人]

	主任 技師	技師 (A)	技師 (B)	技師 (C)	技術員	摘要
点検調書作成			0.50	2.50	2.50	10橋当たり

3-5 打合せ協議

(1) 業務内容

① 業務着手時打合せ

業務計画書を基に、調査方法、内容等を打ち合わせるとともに、富山県橋梁点検マニュアル、富山県橋梁維持管理システム等の点検に必要な資料等の貸与を行う。

② 成果品納入時打合せ

成果品のまとめが完了した時点で打合せを行う。

(2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
業務着手時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり
成果品納入時打合せ	0.50		0.50			1業務当たり

3-6 報告書作成

(1) 業務内容

富山県橋梁維持管理システムから点検調書を打ち出し、報告書にとりまとめる。

(2) 標準歩掛

単位[人]

	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	摘要
報告書作成			0.3		0.3	10橋当たり

4 直接経費

4-1 機械器具費

ライトバン運転経費

① 運転経費

ア 運転時間

現地踏査及び現地点検において、橋梁間の移動に必要な時間であり、移動時間は、1日当たり1.5時間を標準とする。

イ 供用日

現地踏査については、1日当たり20橋を標準とする。

現地点検については、3-3に準じて対象橋梁に応じた供用日を算出する。

② 単価表

[1日当たり]

名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要
ガソリン	レギュラー	ℓ				2.6ℓ/h×Th
損料	ライトバン1500cc	h	T			運転時間当たり損料
損料	ライトバン1500cc	日	1			供用日当たり損料

4-2 安全費

安全管理を目的とし、点検に当たり、常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全に努めるものとする。

交通誘導員等の安全費は現地状況等を勘案し、必要に応じ、適切に計上するものとする。

4－3 電子成果品作成費

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」によるものとし、「その他設計業務」を適用する。

5 その他原価

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。

6 一般管理費等

「設計業務等標準積算基準書（富山県土木部）」の「設計業務等積算基準」による。